

◎技術・職業教育◎

●総説●

今日職業教育と呼ばれる當為は、旧学制の下では実業教育と呼ばれ、「実業学校令」(1899年勅令第29号)に準拠した狭義の実業教育と、同令によらない職業訓練を含む広義の実業教育とに分かれていた。ここでは、普通課程の技術教育を含んで述べる。

〈旧学制下の技術・職業教育〉

遅れて資本主義の道を歩み始めた日本は、19世紀から20世紀への転換期には、「中学校令」の改正、「高等女学校令」の制定など中等教育制度を整備するとともに、工業、農業、水産、商業などの実業の各分野に從事するための知識技能を要する者を実業学校令による工業学校、徒弟学校、農業学校、商業学校、水産学校、商船学校、実業補習学校などの学校制度を通して育成する政策を採用した。これらの学校は、中級ないし下級の技術者を産業界に供給してきた。また、中学校または甲種実業学校卒業を入学資格として準上級技術者を養成する高等工業学校、高等商業学校、高等農業学校などの専門学校程度の実業学校については、「専門学校令」(1903年勅令第61号)が適用され実業専門学校と称された。実業学校令は臨時教育会議の答申を経て1920年に大幅に改正され(1920年勅令第564号)、徒弟学校の制度は廃止され、「其ノ他実業教育ヲ為ス学校」が加えられ、これにより職業学校が制度化された。またこの改正により、法令上の甲種・乙種の区分はなくなったが、この区分は慣習としてその後も長く残った。

準戦時体制に入ると、文部省は35年6月に実業教育振興委員会を設置し、その答申を経て実業教育の拡充強化を図った。また教育審議会の審議、答申等を経て43年に「中等学校

令」(1943年勅令第36号)が制定され、中学校、高等女学校、実業学校はともに修業年限4年の中等学校とされ、同時に実業学校令は廃止された。

小学校卒業者に補習教育と低度の実業教育を行う実業補習学校は、20年の「実業補習学校規程」の改正により、小学校尋常科修了者を入学させる前期、その前期修了者あるいは小学校高等科修了者を入学させる後期とするなど制度を整備したが、小学校に同居し、小学校教員に多くを依存する実態に大きな変化はなかった。35年には、従来の実業補習学校と26年に発足していた青年訓練所とを統合するかたちで「青年学校令」(1935年勅令第41号)により青年学校が制度化された。さらに39年には、陸軍の要求で男子には青年学校本科卒業が義務づけられた(1939年勅令第254号)。

普通教育の課程における技術教育としては、早くから高等小学校に手工、実業の教科が設けられていたが、その地歩は不安定で、ようやく26年に至り「手工」「実業」はともに高等小学校の必修教科となり、初めて普通教育の教科としての地歩を得た。このうち手工は41年の「国民学校令」により「工作」となった。

〈戦前の学校外の技能者養成〉

戦前の日本では、早くから官営の製鉄所、各地の軍の工廠、三菱造船所、日立製作所など大規模な工場では、企業内の技能者養成施設を設置していた。しかし「工場法」に基づく規制を受けた徒弟養成は僅かに過ぎなかつた。「国家総動員法」に基づく「工場事業場技能者養成令」(1939年勅令第131号)が制定され一定以上の規模の工場、鉱山に技能者

養成を義務づけた。熟練労働者養成を制度化した意義は大きいが、戦局の悪化にともない、充分な実効を發揮しないままに敗戦を迎えた。なお、運輸・通信分野の要員は、戦前戦後を通して各省庁で養成する方式が一般的であった。

戦前は長い間、一般に子どもの就職は、縁故就職の場合をのぞき、当該の生徒（の親）と企業との折衝に任せられ、学校が関与することはなかった。然るに戦時体制が進行すると産業界の労働力需要が高まり事情は一変した。すなわち労務動員体制強化のために38年に「職業紹介法」が全面改正され（1938年法律第61号）、職業紹介所が国営になると同時に、小学校卒業者は職業紹介所を通して就職することとされるに至った。

〈新学制下の技術・職業教育〉

アメリカ教育使節団報告書を承け、教育刷新委員会の審議、建議に基づき、47年に制定された「教育基本法」「学校教育法」は、新学制を制度化した。これにより小学校6か年の上に、新たに義務制男女共学の中学校が制度化された。中学校（新制）には、旧制の国民学校（小学校）高等科に開設されていた「実業」と女子向けの「裁縫」「家事」を継承・合体した「職業」という教科が設けられた。その後「職業」は「職業・家庭」となったが、58年の中学校学習指導要領改訂により「技術・家庭」となった。当初は男子に「技術」、女子に「家庭」を課したが、85年に女子差別撤廃条約を批准した関係で、別学方式は撤廃され、「技術」「家庭」とともに共学とされた。中学校に統く学校は高等学校ただひとつとされた。高等学校には、主たる専攻により、「普通教育を主とする学科」（いわゆる普通科）と「専門教育を主とする学科」（いわゆる専門学科）とが制度化された。専門学科の大部分は「職業教育を主とする学科」（いわゆる職業学科）であり、工業、商業、農業、水産、商船など旧学制の実業学校は、高等学

校のそれぞれの学科として再編された。高等学校進学率の向上する中で職業学科も拡充され、60年代前後には高等学校在籍者中の職業学科在籍者の占める比率はおおむね40%前後であった。しかし73年に高等学校進学率の全国平均が90%を超える頃から、職業高校には目的意識の不明確あるいは不本意な入学者が増加し、教育困難な状況が生まれ、また職業高校自体が減少し始め、2000年には24%程度となった。なお、旧学制の実業専門学校の大部分は、新学制の大学（の学部）として再編された。

49年の占領軍によるいわゆるドッジラインにより一切の補助金は打ち切られ、「実業教育費国庫補助法」も実効性をもたなくなつたため、職業学科を置く高等学校長らの努力により、新たな構想のもとで「産業教育振興法」（1951年法律第228号）が制定され、高校職業教育などに国庫補助をする道が開かれ、高等学校職業学科の拡充整備に大きな役割を果たした。

〈高等専門学校と工業教員養成所〉

61年には産業界の強い要望により、中学校卒業者に5年の一貫した専門教育を実施する高等専門学校が制度化され、翌年から発足した。高等専門学校には工業系の学科のみが開設されたが、後には商船高校も商船高等専門学校として再編され今日に至っている。60年代に始まった経済の高度成長期には、職業高校も拡充された。62年から8年の时限で国立8大学に臨時に附設された修業年限3年の教員養成所が工業の教員を供給した。

〈専修学校〉

各種学校関係者の要望が実って75年には学校教育法の一部改正により専修学校が制度化され翌年から発足した。ことに高校卒を入学資格とする専門課程（専門学校）の伸張は自覚ましい。専修学校に開設されている課程の大部分は各種の職業教育を実施している。

47年に制定された「職業安定法」（1947年

法律第141号)における学校卒業者の就職斡旋の位置づけは曖昧であったが、49年に同法が一部改正され、学校と公共職業安定所とが協力して斡旋する方式(中学校の場合、中学校は求人を受け付けない)と公共職業安定所の許可を得て学校が就職を斡旋する方式(高校以上の学校に適用、この場合には学校は求人を受け付ける)とに区分された。この方式の下で学校関係団体と経営者団体との間で入社試験の期日を協定するなどの努力がなされてきたが、90年代には採用試験日が統一されているために不可避となる1人1社主義に産業界から疑問が寄せられ、大学卒業者の場合には協定が廃止され、高校についてもこの種の協定を廃棄しようとする動きが強まっている。

敗戦後の企業の技能者養成は、「労働基準法」に基づく技能者養成規程に準拠して実施されたが、ごく一部の輸出関連産業をのぞき、みるべきものはなかった。他方、公的分野では、職業安定法による職業輔導が主として失業対策の観点から、戦中に発展した職業輔導を継承して拡充されていた。朝鮮戦争を契機として日本資本主義が復活強化され、50年代に技術革新が叫ばれる頃になると、産業界においても技能者養成に対する関心が高まり、

58年には「職業訓練法」(1958年法律第133号)が制定された。これにより、戦前から種々の名称が用いられていたこの分野の営為は「職業訓練」に統一され一般化した。また同法は、職業訓練の普及を図る一環として国による技能検定を制度化した。同法により職業訓練は、国、都道府県あるいは労働福祉事業団の運営する公共職業訓練と私企業による企業内職業訓練とに区分され、労働組合による訓練は公共職業訓練の一種とされた。なお職業訓練法は、79年に「職業能力開発促進法」(1969年法律第64号)として全面改定され、以後訓練体系も整備拡充された。

〈企業内技術教育施設〉

戦後も大企業を中心として企業内教育訓練施設を開設している企業が多い。このうち中卒者を養成する課程を設置している場合は、科学技術学園高等学校などの通信制高等学校と連携し、訓練課程修了と同時に高等学校卒業の資格を取得させている例が多い。

〔参考文献〕細谷後夫『技術教育概論』1978年。

(佐々木卓)

→戦後の各種学校・専修学校(P.56), 実業学校(P.96), 青年学校(P.99), 実業補習学校(P.102), 高等専門学校(P.146)

内教育施設の形態を継承した。したがってこれららの教育訓練施設には、技術の進歩の影響のみならず、それぞれの時期の省庁の再編にともなう組織の改編が著しい。そのためここでの記述も概略にとどめざるを得ない。

〈鉄道と自動車〉

鉄道関係では、戦前には岩倉鉄道学校などごく少数の学校があったものの、大部分は1920年の鉄道省の成立後に開設された中央および各鉄道管理局の鉄道教習所で各級の要員を養成してきた。この方式は、戦後日本国有鉄道という公共企業体となった後にも継承された。また各私鉄は、戦前から戦後に至る

●運輸通信教育●

vocational education for transportation and correspondence

海運を含む運輸、通信など社会経済の脈管系統、神経系統の属する分野の要員養成は、第2次大戦前から、商船学校をのぞき一般に学校制度になじまないとされ、各省庁が開設するいわば企業内の教育訓練施設により実施してきた。戦後は、農林省所管の第一水産講習所が東京水産大学に、通信省所管の中央無線電信講習所が電気通信大学になった例もあるが、多くの省庁の教育訓練施設は、企業